備考 2　品名に化学名が明示されていない場合及び同一の品名に対して複数の等級、隔離区分又は容器等級が掲げられている場合は、(1)から(8)までに掲げる判定基準により、その分類若しくは項目に該当するかどうかを判断し、等級、隔離区分、容器等級又はタイプ（自己反応性物質、有機過酸化物及び環境有害物質に限る。）を判定するものとする。

(1)　火薬類

（ｉ）　火薬類の等級は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

火薬類の等級の判定基準	等級
大量爆発（ほぼ瞬間的にほとんど全ての貨物に影響が及ぶ爆発をいう。以下同じ。）の危険性がある物質及び火工品	1.1
大量爆発の危険性がなく、かつ、飛散の危険性がある物質及び火工品	1.2
大量爆発の危険性はないが、火災の危険性があり、かつ、弱い爆風の危険性若しくは弱い飛散の危険性又はその両方の危険性のある物質及び火工品（大量の輻射熱を放出するもの及び弱い爆風の危険性若しくは弱い飛散の危険性又はその両方を発生しながら次から次へと燃焼が継続するものを含む。）	1.3
高い危険性が認められない物質又は火工品（点火又は起爆が起きた場合にその影響が容器内に限られ、かつ、大きな破片が飛散しないものを含む。）	1.4
大量爆発の危険性はあるが、非常に鈍感な物質	1.5
大量爆発の危険性がなく、かつ、極めて鈍感な火工品	1.6
注 1　IMDGコード2.1.3.1に規定する試験又は船積地を管轄する地方運輸局長が適当と認める判定方法により判定するものとする。 2　等級1.1から1.6までに該当しない物質は、火薬類には該当しない。	

（ⅱ）　火薬類の隔離区分は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

火薬類の隔離区分の判定基準	隔離区分
起爆薬	A
起爆薬を内蔵する火工品であって、2以上の安全装置を有しないもの	B
次の(1)又は(2)に該当するもの (1)　発射薬、推進薬その他の爆燃性を有する爆発性物質（物質自体の化学反応により、高温、高圧、かつ、高速のガスを発生し、周辺に損害を与える物質であって、固体若しくは液体のもの又はその混合物をいう。以下同じ。） (2)　(1)の爆発性物質を内蔵する火工品	C
次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの (1)　起爆薬以外の爆発性物質又は黒色火薬 (2)　起爆薬以外の爆発性物質を内蔵する火工品であって、点火装置、起爆装置、発射薬及び推進薬を有しないもの (3)　起爆薬を内蔵する火工品であって、2以上の安全装置を有するもの	D
起爆薬以外の爆発性物質を内蔵する火工品であって、点火装置及び起爆装置を有せず、かつ、発射薬又は推進薬を内蔵するもの（引火性の液体若しくはゲル又は自動で発火する液体を内蔵するものを除く。）	E
起爆薬以外の爆発性物質を内蔵する火工品であって、点火装置又は起爆装置を有するもの（引火性の液体若しくはゲル又は自動で発火する液体を内蔵するものを除く。）	F
次の(1)から(3)までのいずれかに該当するもの (1)　火工物質（爆ごう性がなく、かつ、持続する発熱化学反応により熱、光、音、ガス若しくは煙を発生させるように作られた物質又はその混合物をいう。以下同じ。） (2)　火工物質を内蔵する火工品（水で作動するもの及び白リン、リン化物、自然発火する物質、引火性の液体若しくはゲル又は自動で発火する液体を内蔵するものを除く。）	G
(3)　爆発性物質を内蔵し、かつ、照明剤、焼夷剤、催涙剤又は発煙剤を内蔵する火工品（水で作動するもの及び白リン、リン化物、自然発火する物質、引火性の液体若しくはゲル又は自動で点火する液体を内蔵するものを除く。）	
爆発性物質を内蔵し、かつ、白リンを内蔵する火工品	H
爆発性物質を内蔵し、かつ、引火性の液体若しくはゲルを内蔵する火工品	J
爆発性物質を内蔵し、かつ、毒性の物質を内蔵する火工品	K
次の(1)又は(2)に該当するもの (1)　爆発性物質 (2)　爆発性物質を内蔵し、かつ、水により作動する物質、自動で発火する液体、リン化物、自然発火する物質等の存在による特別な危険性を有するため、同一の品名毎に隔離することを必要とする火工品	L
極めて鈍感な物質のみを内蔵する火工品	N
偶発的に点火又は起爆が起きた場合に、火災により容器及び包装が劣化していなければその影響が包装内に限られ、かつ、火災により容器が劣化している場合においても消火その他の非常措置を妨げるような爆風又は飛散の危険性がないように設計され、又は容器に収納された物質又は火工品	S
注　IMDGコード2.1.3.1に規定する試験の結果又は船積地を管轄する地方運輸局長が適当と認める判定方法により判定するものとする。	

(2)　高圧ガス

（ｉ）　次のイ又はロに該当する気体の物質は、引火性高圧ガスに該当する。ただし、ISO 10156:1996に規定される引火性判定方法によるものとする。

イ　20℃、101.3kPaの空気中において、13容量%以下の濃度で引火するもの

ロ　20℃、101.3kPaの空気中において、引火する濃度の範囲が12%以上のもの

（ⅱ）　20℃において200kPa（ゲージ圧力による。）以上の圧力に圧縮された気体の物質又は深冷液化され得る気体の物質であって、次のイ又はロに該当するものは、非引火性非毒性高圧ガスに該当する。ただし、引火性高圧ガス又は毒性高圧ガスに該当するものを除くものとする。

イ　空気中の酸素を置換し、又は濃度を低下させるもの

ロ　空気よりも激しく他の物質を燃焼させ、又は燃焼を助長するもの（ただし、ISO 10156:1996又はISO 10156-2:2005に規定される酸化性判定方法によるものとする。）

（ⅲ）　次のイ又はロに該当する気体の物質は、毒性高圧ガスに該当する。

イ　(6)（ｉ）ハに規定する吸入毒性試験による半数致死濃度が5000mL/m³以下のもの

ロ　人体に対して毒作用又は腐食作用を及ぼすもの

(3)　引火性液体類

（ｉ）　引火性液体類の容器等級は、次の表に定めるところにより判定するものとする。

引火性液体類の容器等級の判定基準	容器等級
初留点（日本工業規格（以下「JIS」という。）K0066又はIMDGコード2.3.4に規定する蒸留試験により測定された初留点をいう。以下同じ。）が35℃以下の液体の物質	Ⅰ
引火点（JIS K 2265-1、JIS K 2265-2及びJIS K 2265-3又はIMDGコード2.3.3.6に規定する引火点試験により測定された引火点をいう。以下同じ。）が23℃未満であって、初留点が35℃を超える液体の物質	Ⅱ
次の(1)又は(2)に該当するもの (1)　引火点が23℃以上60℃以下であって、初留点が35℃を超える液体の物質 (2)　規則第2条第1号ハ(2)及び(3)の物質	Ⅲ